

施設の維持管理に対する当社の対応

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条 第2項の規定に示す維持管理基準との対比

上記法令に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総・厚令1）第2条第2項に示される基準項目ごとに、下表のとおり対応を行うものとする。

No.	基準項目	具体的な対応
1	一 埋立地の外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立後は即日覆土を行い、飛散を防止する。
2	二 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	埋立後は即日覆土を行い、悪臭の発散を防止する。
3	三 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	ガス抜き管を設置して埋立地内を準好気性にするにより、埋立地内部での可燃性ガスの発生を防止し、火災を防止する。 また、消火器を設置する。
4	四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	埋立後は即日覆土を行い、害虫等の発生を防止する。必要に応じ薬剤の散布を行う。
5	五 前項第一号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	用地外周をフェンスで囲むことにより、みだりに人が立ち入るのを防止する。
6	六 前項第二号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	立て札を見やすい位置に設置する。変更が生じた場合は速やかに書換えを行う。
7	七 前項第四号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	擁壁（築土）等を定期的に点検するとともに、損壊する恐れがある場合は速やかに補修などの措置を講ずる。また、地震、台風等の異常事態の直後には速やかに点検を実施する。

No.	基準項目	具体的な対応
8	<p>八 埋め立てる廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第五号イ又はロ（（1）から（3）までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。</p>	<p>埋立物の荷重や埋立作業用の機材等による負荷により、遮水工が損傷する恐れがあると認められる場合には、埋立前に遮水工の表面を砂等で覆う措置を講じる。</p>
9	<p>九 前項第五号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下する恐れがあると認められる場合には速やかに修復等を行う。また、地震、台風等の異常事態の直後には速やかに点検を実施する。</p>
10	<p>十 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の水域の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に別表第二の上欄に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という。）、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周縁の水域の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。）の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、六月に一回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>埋立地周辺2箇所にて地下水観測井を設置し、埋立処分開始前に付表1、埋立処分開始前に付表2のとおり地下水の水質検査を行う。埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められた場合は、速やかに地下水等検査項目について測定を行う。</p>

	<p>ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	
11	<p>十一 前号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因の調査の他、生活環境の保全上必要な措置を講じる。</p>
12	<p>十二 前項第五号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>－（該当せず）</p>
13	<p>十三 前項第五号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>浸出水の調整槽は、定期的に点検し、損壊する恐れがある場合には、速やかに必要な措置を講じる。</p>
14	<p>十四 前項第五号ヘの規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>（１） 排水基準等に係る項目（（２）に規定する項目を除く。）について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>（２） 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量（別表第一の備考４に規定する場合に限る。）について一月に一回（埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、一年に一回）以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>浸出水処理施設で処理した後の放流水が当施設の放流水質基準（別添の 3-②参照）に適合するよう維持管理を行う。</p> <p>浸出水処理施設の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講じる。</p> <p>また、処理水の水質検査を付表 3 のとおり行う。</p>

15	十五 前項第六号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	埋立地への地表水の流入を防止するための外周側溝（開渠）については、その機能を維持するため、堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講じる。
16	十六 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。	ガス抜管を設けて埋立地から発生するガスを排除する。
17	十七 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第二項第一号二において同じ。）は、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第五号二ただし書に規定する埋立地については、同号イ（1）（イ）から（ハ）までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。	厚さ 50cm 以上の土砂による最終覆土を行う。
18	十八 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	埋立終了後の覆土は定期的に点検し、損壊の恐れがある場合は補修などの措置を講ずる。
19	十九 残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。	残余容量を 1 年に 1 回以上測定する。
20	二十 埋め立てられた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行つた点検、検査その他の措置の記録並びに廃石綿又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	廃棄物の種類（廃石綿又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）及び量、点検・検査記録を処分場廃止までの間保存する。 また廃石綿又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合はその位置を示す図面を作成し、廃止までの間保存する。

付表1 地下水分析項目（埋立処分開始前）（No.10 関連）

測定項目	測定頻度 (測定日)
<p>・「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省令」別表第二に示される地下水 等検査項目 (アルキル水銀,総水銀,ｶﾄﾞﾐウム,鉛,六価クロム,砒素,全ｼﾝ,ﾎﾟﾘ塩化 ビフェニル,トリクロロエチレン,テトラクロロエチレン,ジクロロタン,四塩化炭素,1・2- ジクロロタン,1・1-ジクロロエチレン,ｼｽ-1・2-ジクロロエチレン,1・1・1-トリクロロ タン,1・1・2-トリクロロタン,1・3-ジクロロプロパン,チウラム,ｼﾞﾝ,ﾁﾊﾞﾝｶﾙ ﾌﾞ,ﾊﾞﾝｾﾞﾝ,ｾﾚﾝ)</p> <p>・電気伝導率 ・塩化物イオン</p>	<p>1回 (供用開始前)</p>

付表2 地下水分析項目（埋立処分開始後）（No.10 関連）

測定項目	測定頻度
<p>・「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省令」別表第二に示される地下水 等検査項目 (アルキル水銀,総水銀,ｶﾄﾞﾐウム,鉛,六価クロム,砒素,全ｼﾝ,ﾎﾟﾘ塩化 ビフェニル,トリクロロエチレン,テトラクロロエチレン,ジクロロタン,四塩化炭素,1・2- ジクロロタン,1・1-ジクロロエチレン,ｼｽ-1・2-ジクロロエチレン,1・1・1-トリクロロ タン,1・1・2-トリクロロタン,1・3-ジクロロプロパン,チウラム,ｼﾞﾝ,ﾁﾊﾞﾝｶﾙ ﾌﾞ,ﾊﾞﾝｾﾞﾝ,ｾﾚﾝ)</p> <p>・電気伝導率 ・塩化物イオン</p>	<p>1年に1回</p>
<p>・電気伝導率 ・塩化物イオン</p>	<p>1ヶ月に1回</p>

付表3 浸出水処理水分析項目（No.14 関連）

測定項目	測定頻度
<p>(一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に 係る技術上の基準を定める省令 別表第一)</p> <p>アルキル水銀化合物,水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物,ｶﾄﾞﾐ ウム及びその化合物,鉛及びその化合物,有機リン化合物,六価クロム 化合物,砒素及びその化合物,ｼﾝ化合物,ﾎﾟﾘ塩化ビフェニル,トリクロ ロエチレン,テトラクロロエチレン,ジクロロタン,四塩化炭素,1・2-ジクロロ エチレン,ｼｽ-1・2-ジクロロエチレン,1・1・1-トリクロロエタン,1・1・2-トリクロロ エタン,1・3-ジクロロプロパン,チウラム,ｼﾞﾝ,ﾁﾊﾞﾝｶﾙﾌﾞ,ﾊﾞﾝｾﾞﾝ,ｾﾚﾝ及びそ の化合物,ほう素及びその化合物,ふっ素及びその化合物,ｱﾝﾓ ﾆｱ,ｱﾝﾓﾆウム化合物,亜硝酸化合物及び硝酸化合物</p> <p>ﾉﾙﾏﾙｷﾞﾝ抽出物質含有量(鉱油類含有量),ﾉﾙﾏﾙｷﾞﾝ抽出物 質含有量(動植物油脂類含有量),ﾌｪﾉｰﾙ類含有量,銅含有量, 亜鉛含有量,溶解性鉄含有量,溶解性ﾏﾝｶﾞﾝ含有量,ｸﾛﾐ含有量, 大腸菌群数,燐含有量</p>	<p>1年に1回</p>
<p>pH, BOD, COD, SS, 窒素</p>	<p>1ヶ月に1回</p>

放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下
有機燐化合物	1 mg/L以下
六価クロム化合物	0.5 mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下
シアン化合物	1 mg/L以下
ホリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下
トリクロエチレン	0.3 mg/L以下
テトラクロエチレン	0.1 mg/L以下
ジクロロタン	0.2 mg/L以下
四塩化炭素	0.02 mg/L以下
1-2-ジクロロタン	0.04 mg/L以下
1-1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L以下
シス-1-2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下
1-1-1-トリクロロタン	3 mg/L以下
1-1-2-トリクロロタン	0.06 mg/L以下
1-3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下
チウラム	0.06 mg/L以下
シマジン	0.03 mg/L以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L以下
ベンゼン	0.1 mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下
ほう素及びその化合物	50 mg/L以下
ふっ素及びその化合物	15 mg/L以下
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/L以下
pH	5.8以上8.6以下
BOD	10 mg/L以下
COD	15 mg/L以下
SS	10 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L以下
フェノール類含有量	5 mg/L以下
銅含有量	3 mg/L以下
亜鉛含有量	5 mg/L以下
溶解性鉄含有量	10 mg/L以下
溶解性マンガ含有量	10 mg/L以下
クロム含有量	2 mg/L以下
大腸菌群数	3000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	120 (日間平均60) mg/L以下
リン含有量	16 (日間平均8) mg/L以下
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L以下

※BOD、CODについては、中津市と株式会社レストレイション環境リバーズが締結した「環境保全に関する基本協定書・細目協定」(平成18年11月13日)で規定される基準値。

※SSについては、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成9年1月)で規定される基準値。

※その他の項目は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第2条第1項第四号によるもの。

放流水の水質の測定頻度に関する事項

項目	測定頻度
pH	1月に1回
BOD	
COD	
SS	
窒素含有量	
アルキル水銀化合物	1年に1回
水銀及びアルキル水銀	
その他の水銀化合物	
カドミウム及びその化合物	
鉛及びその化合物	
有機リン化合物	
六価クロム化合物	
砒素及びその化合物	
シアン化合物	
ポリ塩化ビフェニル	
トリクロエチレン	
テトラクロエチレン	
ジクロロタン	
四塩化炭素	
1,2-ジクロロエタン	
1,1-ジクロロエチレン	
シス-1,2-ジクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
1,1,2-トリクロロエタン	
1,3-ジクロロプロパン	
チウラム	
シマジン	
チオベンカルブ	
ベンゼン	
セレン及びその化合物	
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
カドミウム抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	
カドミウム抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	
フェノール類含有量	
銅含有量	
亜鉛含有量	
溶解性鉄含有量	
溶解性マンガン含有量	
クロム含有量	
大腸菌群数	
リン含有量	
ダイオキシン類	

※「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第2条第2項第三号による。

その他の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

1. 「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年総・厚令2)第1条に基づく維持管理

上記法令に基づき、準拠すべき基準項目ごとに、下表のとおり対応する。

No.	基準項目	対応
1	<p>埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水)の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、一年に一回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる廃棄物の種類並びに廃棄物の保有水及び雨水等(以下「保有水等」という。)の集排水設備により集められた保有水等の水質に照らしてダイオキシン類による最終処分場周縁の地下水(水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周縁の水又は周縁の地下水)の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年総理府・厚生省令第一号。以下「基準省令」という。)第一条第二項第十号ハ(同令第二条第二項第三号において例による場合を含む。)の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>最終処分場の周辺2箇所の場所から採取した地下水の水質検査を以下により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立開始前にダイオキシン類の濃度を測定・記録する。 ・埋立開始後、1年に1回ダイオキシン類の濃度を測定・記録する。 ・埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかにダイオキシン類の濃度を測定・記録する。
2	<p>前号の規定によるダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>ダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他生活環境保全上必要な措置を講ずる。</p>
3	<p>基準省令第一条第一項第五号ハ(同令第二条第一項</p>	<p>・放流水の水質がダイオキシン</p>

<p>第四号において例による場合を含む。)の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）別表第二の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（廃棄物処理法第八条第二項第七号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画又は同法第十五条第二項第七号に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあっては、当該数値）に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を一年に一回以上行い、かつ、記録すること。</p>	<p>類特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）に定めるダイオキシン類の許容濃度10pg-TEQ/Lに適合することとなるよう維持管理する。</p> <p>・放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ記録する。</p>
---	---